

評価結果等一覧

1 評価シート A 関係

評価基準

- 1 十分できている
- 2 そこそこできている
- 3 できていない
- 4 その他

項目番号	評価項目	条文	条文内容	評価	条文改正の 必要性	今後に向けて (※)
A-1	前文	—	—	4	無	—
A-2	総則	第1条	目的	4	無	—
		第2条	基本理念			
A-3	市会の位置付けと役割	第3条	市会の位置付けと役割	2	無	○
		第4条	市会改革			
A-4	議員の位置付けと役割	第5条	議員の位置付けと役割	2	無	○
		第6条	政治倫理			
		第7条	会派			
A-5	市民と市会との関係	第8条	市民との関係の構築	2	無	○
		第9条	市民との情報共有及び市民の市政への参画の機会の充実			
A-6	市会と市長等との関係	第16条	市長との関係	2	無	—
		第17条	監視機能の充実及び強化			
		第18条	市会の議決に付すべき事件等			
A-7	議会運営の原則等	第20条	委員会	2	無	○
		第21条	会議等における質疑又は質問			
A-8	政務活動費	第26条	政務活動費	1	無	○
A-9	議員の定数及び議員報酬等	第29条	議員の定数	4	無	—
		第30条	議員報酬等			
A-10	補則	第31条	他の条例等との関係	2	無	—
		第32条	条例の検討			

※ 今後に向けて特に考えを示したものについて「○」を付している。

2 評価シートB関係

評価基準

- 1 十分できている
- 2 かなりできている
- 3 そこそこできている
- 4 あまりできていない
- 5 できていない
- 6 その他

項目番号	評価項目	条文	条文内容	評価	条文改正の 必要性	今後に向けて (※)
	(市民と市会との関係)					
B-1	請願及び陳情の取扱い	第10条	請願及び陳情の取扱い	1	無	—
B-2	公聴会及び参考人の制度の活用	第11条	公聴会及び参考人の制度の活用	2	無	○
B-3	会議等の公開及び広報の充実	第12条	会議等の公開の推進	2	無	○
		第13条	会議等の公開の方法			
		第14条	広報の充実			
B-4	広聴の充実	第15条	広聴の充実	2	無	○
	(議会運営の原則等)					
B-5	会期	第19条	会期	1	無	—
	(市会の権能強化)					
B-6	学識者等の活用等による市会の権能強化	第22条	専門的な知見の活用	3	無	○
		第23条	調査機関等の設置			
		第24条	政策研究会の設置			
B-7	他の地方公共団体の議会との連携	第25条	他の地方公共団体の議会との連携	2	無	—
B-8	事務局・図書室機能の強化	第27条	事務局	2	無	○
		第28条	図書室			

※ 今後に向けて特に考えを示したものについて「○」を付している。